

宮城県行政評価委員会 政策評価部会
環境分科会（平成18年度第2回）審議要旨

日時 平成18年7月19日（水）13:30～15:55

場所 県庁18階 1802会議室

- 1 開会
- 2 議事
 - （1）施策評価の説明・質疑
政策9 環境負荷の少ない地域づくりの推進 の各施策
 - （2）政策評価の説明・質疑
政策9 環境負荷の少ない地域づくりの推進
- 3 閉会

出席委員 長谷川信夫委員、山本玲子委員

- 1 開会
- 2 議事

政策9 環境負荷の少ない地域づくりの推進

施策1 大気環境の保全

（環境対策課長から基本票に基づき説明）

（山本委員）

- ・大気環境の現況を調べる上で自動車排ガス測定局の数ということで、事業費が8,000万円ほどになっているが、10局ずつ増やしているのか、それとも10局だけなのか。

（環境対策課）

- ・これは、その年度の数としてなので、10局がそのまま変わらないということである。

（山本委員）

- ・ということは、これは測定のための費用なのか。一般局などに比べるとかなり割高な感じがするが、なぜか。

（環境対策課）

- ・この表の作り方自体に問題があるのかもしれない。指標としては、排ガス測定局の数である10を載せているが、この10局の維持管理に要する経費としての金額ではない。大気モニタリングや自動車交通公害防止計画の進行管理の経費など関係する経費を全て入れているので、8,000万円という非常に大きい金額になっている。

(山本委員)

・そうすると、指標としては適切ではないのではないかと。

(環境対策課)

・確かにそうだと思うが、なかなか拾い出すのが難しい。

(長谷川委員)

・指標の窒素酸化物排出量は、どのようにして求めているのか。

(環境対策課)

・委託して推計プログラムを作っていて、それに年度ごとのデータを入れて計算している。

・基本としては、これが変化するというのは、最近、自動車そのものの規制が厳しくなっているので、新車の出す NOx の濃度はどんどん下がってきている。ただ、すぐに新車には変わらないので、どれだけ新車に変わっているかというのは、ひとつのデータとしてとれる。県内どれだけ何年型、排ガス規制のレベルにあわせて、このレベルの車が何台、このレベルの車が何台、あと交通量調査なども参考にしているので、そういうデータからであれば、この年代の車はこのぐらいの割合走っている、新車はこのぐらいの割合走っている、昔の車は相当 1 km 当たりの窒素酸化物の量が多い、新車は少ない、そのデータとその県内走り回っている割合から推計した値、毎年度推計した値がだんだん下がってきている値である。今のところ、県内の自動車保有台数は 150 万台レベルなのだが、伸びがやっと止まりつつある。新車がなかなか増えない状況で、特にディーゼル、一般の配送に使われている中型貨物の台数が一番多い。それからの影響が 50%以上であるが、それがなかなか新しい車に切り替わっていないということから、なかなか当初予想したほど下がっていないという状況がある。

(長谷川委員)

・ちょっと問題なのは、例えば、計算上はそれがいいかどうかということである。大気の汚染度を測定しているが、それとうまくあっているかということと、どうもあっていないのかなという感じもする。そうすると、指標がこれでいいのかなと思うが、どうか。

(環境対策課)

・実は、これは継続して指摘されている。今年度やっと新しい計画に着手できる。前回、目標値を設定して、この仮目標でこれだけ下げなければ濃度も下がらないという、これは計算結果に基づいて自動車排ガス測定局 10 局、当時も 10 局あったのだが、その全局環境基準の 0.04ppm、環境基準の幅の下限値を 10 局とも達成できるようにはもっと削減しなければならないという推計結果が出ていて、そのうち確か 2 局か 3 局あきらめることにすると、この 6,600t ぐらいまで落とすということで、70~80%の測定局はその 0.04ppm を満足できるような削減量として設定していたのだが、実はこの実績ぐらいまでしか下がっていない。ただ、実際に測定局の達成状況はどうかということ、追加資料の地図の上のほうに環境基準達成状況、平成 16 年度の値が載っているが、これだと二酸化窒素というのは、10 局のうちこの 0.04ppm を達成したのは実は 5 局であり、達成率 50%ということで実際にもう少し削減できれば、その計算上は 10 局のうち確か 7 局か 8 局は達成できたはずである。

(長谷川委員)

・だから、そういうことが非常に疑問である。というのは、測定局がたくさんあるが、その中で 10 局だと言っている、実際にこの 10 局がどういう所に置かれているか。その地点での測定というのは、たぶん都市化が進めば進むほどオーバーすると思う。そのオーバーしているという現状と、ここでやっている指標とは全然あっていない。これはあくまでも全県平均的な値である。都市化でオーバーしているのであれば、それをどういうふうにか減らすかということも重要ではないか。そうす

ると、この全体としての窒素酸化物は、指標はそれでいいのかもしれないが、特に問題なところを評価するようなことを今後考えていく必要があるのではないかと。話を聞いていると、少しは検討してやっているようだが、正直なかなか難しいと思う。

・車なんかだと、今はアイドリングストップをやっている。そういう対策というのは、例えば交差点付近とか渋滞したところでやっている人が結構多い。だから、そういう何か対策というのを個別とか集中的にやるのがこれから必要ではないか。たぶん、それは行政のほうで考えることだと思うのだが、そういう方向が見えてくればいいのかなという感じである。

(環境対策課)

・確かに、この発生量は県内全域からの発生量である。問題なのは都市部、特に配送車が多い中心部、それから渋滞するような所、東京都の審議会などでの意見でも自動車排ガスの影響と言われているのはディーゼルと渋滞だと、そういうような指摘がある。実際にいろんな資料を見てみると、当然燃料使用量に窒素酸化物なんかは比例すると思うが、止まっているときに全体の20%ぐらいの燃料を使う。特に中心部、東京都内を走行している場合には、ある移動をする間に使った燃料を100とすると、そのうちの20、実際には19%のようだが、それは止まっているときに使っているという、1/5は止まっているときに、何の役にも立たない、ただ窒素酸化物を出すために使っているような、そのようなデータもあるので、やはり渋滞対策というものが、この自動車交通公害防止計画の中では非常に大事な対策になってくるのだと思う。特に仙台市域、仙台都市圏を中心として、渋滞対策というものを土木部のほうで進めている。そのために、信号を連携させる対策などを進めているので、これも今後この新しい計画の中でも盛り込んで、そういう関係機関の協力というのもこの計画の中に盛り込んでいきたいと考えている。

(山本委員)

・例えば、アメリカなんかだと、ロサンゼルスはものすごい車社会で、車の使用をおさえられないものだから、いろんな協力とかをみんなにするわけである。それで、渋滞の時のアイドリングストップだけではなく、例えば日本で言えば、バスとかタクシーという、いわゆる燃料車が客待ちをしているようなとき、あるいはパーキングエリアの中でずっとアイドリングをしているが、そういうのは実はかなり大きいことではないだろうか。そういうものについては、個人にやってもだめなので、企業に対する何か指導みたいなものが必要なのだろうと思うのだが、そういうようなことは対策として行っているのか。

(環境対策課)

・アイドリングストップという、一番は個人に呼び掛けということもあるのだが、事業所に対しては実は低公害車の普及などを呼び掛けて、低公害車を導入している先進的な取り組みをしてもらっているところを知事表彰したりはやっている。

(山本委員)

・それは見ているが、それよりも、例えば企業に対する指導ということからすれば、まず、大気がきれいになる、ガソリン代の使用料が減る、それから、そのようなことでいろいろなことも経営的なことから言うと、メリットがある低公害車の導入というのは必ずしも経営的メリットがあるとは限らない、当面は。だから、そういうことがあるのに、なんか日本ではやっていなさそうだなと思ったので、ちょっとその辺はどうかと。

(長谷川委員)

・例えば、信号待ちというのはだいたい1分半ぐらい待つ。都市部だと1分半待って、30秒動いて、また1分とか1分半待っている。そこら辺でかなりのガソリン消費につながるという話でも、で

はどのくらい変わるかというところでのPRなどが出てきていないのである。だから、やっぱり今みたいにガソリン価格が上がっているのであれば、アイドリングストップでこうなるといような、県民に対してアピールするというのも必要なという感じがする。ぜひそういうことも含めて、考えていただきたい。

(山本委員)

・だから、省エネと省経済とクリーンと、この3つを一緒にやってもらえると、あまりにもクリーンばかり言ってもみんなそういうのは「先急ぐのに」とかいろいろなことがあるので、いくつかの要素を一緒にした形で何かやらないとこれにはだめではないか。それから、個人レベルというのもそうなのだが、低公害車というのも悪くはないが、もうちょっと違う指導があってもいいのではないか。これは、指導権限がそれぞれの管轄のところでは違ってくるから、即そのままというわけにはいかないだろうが、何かその辺のところを。

(環境対策課)

・一番は車自体がよくなることだと思う。例えば、省エネルギーセンターでは省エネ運転講習なんていうのをやっている。担当者をこういうところに出しているのだが、その中を見ると、5秒以上止まっているときには止めたほうが得である、省エネになるというように書いてあるし、実際に受けた担当者は非常にためになったということなので、こういうものを県のホームページの中で紹介するとか、そのような普及啓発、実際に得になるし、しかも環境にもいいという、具体的にアンケート調査の中で環境問題というのは大事だと思っているし、どんなことをやればいいのかも知っているのだが、実際にあまりやっていないというのが実際のところである。

(長谷川委員)

・しょっちゅうアイドリングストップするのはいいのだが、スターターで回してしまうときに、エンジンが傷むというのもある。ディーゼルというのは、アイドリングしている時は出てこないが、加速した時とスターターの時にすごく煙が出る。その辺を考えると、ディーゼルというのは、ちょこちょこ止めるとかえって排気ガスを出す可能性がある。ただ、普通のガソリン車はそんなにないと思う。だから、そういう点でガソリン車はいいのだが、止めて、メーカーなんかでも今はそんなに傷まないと言うが、それはそういうことで、両方両面から県民が協力できるようなシステムを作ってもらえれば、もっと協力する人はいるのかなという感じがする。

(環境対策課)

・ラジオ、外での呼びかけの内容なども、いろいろ考えたいと思う。

(山本委員)

・目標値の見直しや実測値ベースの算定方法の検討をするということだが、具体的にはどういうことか。

(環境対策課)

・ちょっと詳しい人の協力を得なければならないと思い、コンサルタントに委託をしてその算定の仕方から考えてもらおうと考えていた。

(山本委員)

・満足度の低下があり、原因分析が必要だというのは書いてあったのだが。

(環境対策課)

・この原因分析はよくわからない。

(山本委員)

・結局は、目に見える所にその効果が見えないというのが、一般の人たちには多いわけである。

(環境対策課)

・この事業に関係して、直接知事への手紙なんていうのもあり、ディーゼルが出す黒煙を宮城県も規制したらどうだという手紙はもらったことがある。実際には、車それ自体の規制、大気汚染防止法に基づく規制は国の権限であり、環境省でもより厳しいクリーンディーゼル、ガソリン車なみの規制をもうすぐはじめることになっているので、まずはそれに期待するしかないのかなと。

(長谷川委員)

・県のところでは規制しにくいと思うのだが、もともと今の車の使用量がどうのこうのというのはかなりいい加減なのである。なぜかという、COがどうかというのは、アイドリング中のものだけなのである、ディーゼルでも。問題はアクセルを踏んだ時に、特にディーゼルは踏めばたくさん出るわけだから、そうすると不完全燃焼したものが出る。だから時々見ていると、ガソリン車でもそうなのだが、整備していない車は真っ黒な煙を出す。結局最初の時はいいのだが、問題は加速した時に出る、やはりなるべくあのような黒い炭素を出さないような方策を立てていく、それはもう県の条例でやろうと思っても難しいのでとにかく国である。国で車検の時に決めてくれればいい。そういうことも必要ではないか、やっぱり県ではちょっと限界がある。

(山本委員)

・ただ、一時、東京都でかなり規制をした時に、東京都で使えないトラックが全部こちらへやって来たという話があった。それは、こちらで規制しないからだというような声が上がったこともあったのだが。

(環境対策課)

・確かにデータとして、普通だとある登録年次の車は毎年だんだん下がっていくはずなのだが、それがぼんと増えている。つまり、考えられるのは関東のほうから流れてきたという、それはデータ上ある。

(長谷川委員)

・東京都ではなくて、他県からは東京に入れなわけだから。

(山本委員)

・しかも、東京都だけではなくて、周辺の県もそれにならってやったのである。だからそういう意味では、確かに宮城県だけではきついかもかもしれないが、だったら一緒に手を組んでというような対応も少しは考えてはどうかなということを思っていたのだが。

(長谷川委員)

・そういう気はないのか。

(環境対策課)

・法律的には自動車 NOx・PM 法というのが、首都圏、大阪、名古屋の三つの地域だけを対象にしている。そういう地域だと、都道府県知事が窒素酸化物なり浮遊粉塵の削減計画というのを作って、その中にはある程度厳しい規制ということが可能なのだが、それ以外の所、仙台地区もその法律の指定地域の候補にあがったことはあるのだが、環境基準の達成状況、窒素酸化物のレベルなんかを見ると、まだ状態としてはいいのである。県の計画を作るときには、大変だと、だから作らなければならないという言い方をするのだが、ただそれでも他の地域と比べるとまだまだいいと、指定地域の要件は満たしていないという状況なのである。

(山本委員)

・だから、結局重点的な対策が他のところを総括させているという、こういう光景になるのはやっぱりよくないことである。

(長谷川委員)

・評価シート(B)の中で、B-3 事業群の効率性に社会経済情勢データとあるが、これをどう読んでいいかわからない。「低公害車保有率は東北6県で一番高く、概ね効率的と判定する」とあるが、こういうことになるのか。

(環境対策課)

・東北6県北海道を含めて、自動車交通公害防止計画を作っているのは、今のところ宮城県、政令市では仙台市なのだが、それがどういうふうに他の県と比べて違っているかというのを数値で見ようとしたときに、目についたのがこの低公害車保有率である。今のところ、平成17年3月時点でのデータで比べたのだが、宮城県が18%、それに対して山形県が17.9%で近いのだが、自動車保有台数で見ると山形県は宮城県の半分ぐらいだから、そういう意味で実数としては宮城県は非常に多い。低い所を見ると、青森県の12%というのがある。その他、福島県、秋田県が16%、岩手県が14%となっている。山形県と同率首位で一番高いということで、これが本当に関係しているかどうかは実はわからないのだが、高いのは確かだということである。

(長谷川委員)

・これは評価するのに、たぶん行政も我々も何がいいのかと苦慮するところがある。

(山本委員)

・事業としてのエコドライブ運動の内容だが、民間の自主的取り組みとは何か。

(環境対策課)

・実際に計画を作るときに中身の検討にはトラック協会、バス協会、チェーンストア協会などに入ってもらって、それぞれ民間の取り組みとしてこんなことをしようというのが、実際には低公害車を積極的に導入していこうとかアイドリングはストップしようというのをこの計画の中に盛り込んでいるということである。

(山本委員)

・トラックやバスが待っていたり、中で寝ているのを見かけるが、窓をあけているのを見かけて、あれはおかしいではないかという人が周りに結構いる。それから、例えば観光バスが待機している間に、運転手がバスに残っているわけでもないのにずっと冷房かけ続けとかアイドリングし続けとか、先ほど指導していると言ったのだが、そういうところの視点がなかったのではないかと思うので、ちょっと考慮に入れてもらえるといいのだが。

(環境対策課)

・実際に、一月にトラック協会、タクシー協会の代表と話して、協会としてはそういうことで呼びかけはしているということなのだが、なかなか一人一人の行動につながっていないということはあるようだ。

(長谷川委員)

・それには問題がある。客待ちの時にアイドリングストップしろと言うが、秋だったらいいのだが、夏とか冬だともうタクシーの中は冷暖房をしないと乗らない。ただ、過剰だとは思いますが。それとタクシーの客待ちというのは、外に出ているのは秋で、今だと車の中は涼しいからみんな冷房をかけて待っている、それと客もいる。先ほどの観光バスもそうなのである。結局、客からすれば夏とか冬になってきた時にはそういういい条件に特になるようにしていて、本当はもっとそれなりにやればいいのだが、面倒くさいからずっとかけっぱなしというのが現実だと思う。

(山本委員)

・個人の意識に訴えている限りは無理だと。これは、営業的見地で何かやるというようなことでもや

らないと浸透ができないというから、だからその辺の経営者の意識改革というのもあるのではないか。

(長谷川委員)

・仙台市でも宮城交通でも、アイドリングストップをやっている。やっているといっているが、バスの運転手で全然違う。非常にこまめにやっている人と全然やっていない人がいる。だから、なんとなくそういうことが浸透していくということかなと。全てのああいう人たちにしろと言っても、人によって違うから、ただ方向とすればそういう方向が今の全体的にエコドライブをやろうとしてきているのかなという感じがして、そこに行政がどういうふうに関与していくかということが重要だと思う。これからもよろしくお願ひしたい。

施策2 河川や湖沼、海等の水環境の保全

(環境対策課長から基本票に基づき説明)

(山本委員)

・水循環保全基本計画の中身をちょっと聞いて、まだ抽象的である。

(環境対策課)

・お見せできるものがまだない。

(山本委員)

・評価が、全部あわせた平均点が1.7mg/lで、目標値の2.0mg/lよりも下だからAだとなっているのはおかしい。つまり、川の数を増やしさえすればこうなるわけで、この場合は総体としてということだから、仕方がないという考えの人もあると思うが、明らかに湖沼と海域は全く改善されていないわけだから、やはり問題は大きいというところへとっていると、川だけはうまくいったと、だから先ほど、看過されているわけではなくて、そういう閉鎖水域だとかそういうところを重点的にやってと言ったのも、やはりどこか評価とあわないなと思ったので、そこはどうなのか。

(環境対策課)

・実はこの目標値を2.0mg/lに設定したときに、こんなに早く達成できるとは思っていなかった。川だけだったのだが、川だけを取り出すと確か平均1.1mg/lぐらいまで下がってしまっている。こんなに早く達成するとは思っていなかったものだから、その次に何をやったらいいかというのは、実はこれを設定したときに考えていなかった。ただ、相変わらず問題、設定した当時から問題なのは閉鎖的な水域、内陸あるいは沿岸海域についても閉鎖的な水域である。これについては、こうやれば改善できるというのはなかなか見えてこない。特に、松島湾なんかについては、いろいろシミュレーションをやってみても、例えば下水道の窒素対策、放流水から窒素をとるような対策をとらないとなかなか水質改善ができないようなシミュレーション結果と結構な金がかかってしまうような、そういう金とエネルギーをかけるようなものよりは、もともと湾の中にあって、今は少なくなっている海藻などを利用した、結局汚れというのは言葉を換えれば栄養分であるから、生物を利用してそういう栄養分を取り除く、増えた生物を人間の生活の中で例えば食料にしてぐるぐる回すような、また、新しい食材の開発なんかも可能だろうということで、このアカモクについては、今非常に注目を浴びていて、特に松島湾産のアカモク、これは数年前までは太平洋側では誰も食べていなかったもの、秋田の人たちはぎばさということでよく知っている食べ物なのだが、それが県内のスーパーにも並ぶようになったというのは、非常に大きな変化がここ3、4年あったというの

は、この海藻活用の水質浄化事業の非常に大きな成果だったのではないかと考えている。こういうものを、伊豆沼なんかでもできないかということで、実験を昨年度からはじめたところである。

(長谷川委員)

・指標との関係だが、ここの指標として今のような値でいいのか問題がある。いいと言っているが、県民満足度調査は満足度 50 とあまりよくない。どこに原因があるか何か検討したのか。

(環境対策課)

・環境基本計画というのを最近仕上げたのだが、それを作るときに県民アンケート調査をやった。そこで、最近の環境はどうであるかというような聞き方をしているのだが、その中で、空気なり水なりがきれいになったという答えと汚くなったという答え、実際には汚くなったという答えのほうが多いし、地域によってはほとんどそういう答えをしているところもある。やはり、きれいになったという答えも実際にあった。両方あったので、それはおそらく見ている場所がその人によって違うのかなと。この水質を測定している場所というのは、国管理、県管理の河川、結構大きい河川だから、通常人がすぐそばで水の状態を見られるような場所ではない。ただ、川に興味を持っている人たちは、大きい川については最近よくなってきている、あるいは松島湾なら透明度がよくなったというような評価をしている。それに対して、ごく身近な小さな川、あるいは水路というような所、そこにゴミが散らかっていることも評価に対してのよくなった、悪くなった、だいたい同じぐらいの評価があったわけだが、そういった身近な水路というのはまだまだ改善されていないのかなと。ただ、そういう所は水質のデータを持っていないので、実はこの指標の達成度のところにはあらわれてはこないのである。

(長谷川委員)

・施策 2 が「河川や湖沼、海等の水環境の保全」で水環境なのだが、指標は水質である。見るほうからすると、場所というのは、それは水がきれいであるが、周りを見るとやっぱり不満だと。伊豆沼が汚い汚いと言っている、実際にははずがあたり白鳥やがんが飛んでくるわけだから、そういう点では何か別なところで不満があるのかなという感じもする。そこでもう少し、指標ではないがサブ指標的なものがない、検討すればいいのだろうがなかなかそこまでいかないと思う。それも一つこれからの課題かなと感じる。

(環境対策課)

・現在作成している水循環の基本計画に基づいて今度は流域単位、県内おそらく五つぐらいの流域に分けて流域ごとに計画を作るようになるのだが、その中でもやはり目標値のようなもの、ここには水循環の観点からどのような指標があるのか、これもこれから考えるが、一つは水質だけではない目標値がここに当然入ってくるはずである。

(長谷川委員)

・県の議員からの発案で出したという水循環計画というのが、今問題なのは、河川というのはダムをつくるようなことによって、水量が減ってきているというのがある。それはもうかなり水循環の適正なものが失われてきているというのがある。そこら辺がかなり議会で問題になったのか。

(環境対策課)

・もともと出てきたのは水道水源、川の上流域はだいたい水道水源になっているのだが、そこに廃棄物処理計画、施設の整備計画なんかが出てくる、まず水道水源地域は保全すべきだと、それを条例で何かできないかという、それが議員の一番基本的なアイデアだったようだ。ただ、立地規制というのはなかなか難しいものだし、廃棄物処理施設を作る場合、特に最終処分場、あるいは焼却施設なんかミニアセス的なものをきっちりした本当おかしな施設は作れない廃棄物処理法上のシステ

ムになっている。そういう意味で、ではどんな形にしようかということで意見交換をしているときに、国の環境基本計画の中で今後はある場所単位での水質保全ということではなく、自然に循環する水、その中で人間がまた別の循環を作り出しているわけなのだが、その水の循環全体を考えて流域単位で水の環境管理というのは今後していくべきだろうと。これまで行政単位で、阿武隈川なら福島と宮城にわかれてしまってそれぞれやる、それら上流から下流まで一貫した水循環観点から今後は政策を講じていくべきだろうというのが基本になって、国の環境基本計画の中でも、水循環計画というのを今後は地方自治体が主体になって作っていくべきだという提案がなされている。これは、ついこの間、国の環境基本計画が新しくなったのだが、そのまた引き続き水循環の観点から、健全な水循環の保全というようなテーマで環境基本計画の柱の一つに設定されているわけなのだが。

(長谷川委員)

・それよりも、仙台市の条例のように森林保全のほうははっきりする。仙台市の場合、保全区域には廃棄物施設などが建設されない。しかし、県の水循環の基本計画では、安定型の最終処分場の建設は可能となるのではないかと。安定型処分場からの排水は規制されていないから。だから、そういう点で水循環というのはちょっと私のイメージと違っている。やっぱりそういう点でいうと、水循環は水の水道水源ということだけに固定する、水質的になどというのは、あとだったらほとんど問題ない。だから、場合によっては上流に作ってもある基準以下にやるというのであれば問題ないと思う。だから、その上流にやっぱり自然をどういうふうにも保全して、全体的な水の、緑のダムとは言わないが、ある程度保水能力があるものを保全していこうというようなものであればわかりやすい。これでやるのであれば、もっといい条例というか計画があるのかなという感じがした。仙台市でやっているのは、まさしく宮城県のいい発想である。

(環境対策課)

・森林関係は森林関係で保全しようということで、ただ、長野県がたぶん県として初めて水道水源を保全するための条例、水道水源の取水口の上を地域指定するというような、これは今でも地域指定が進んでいるようだが、宮城県の水循環保全条例というのは、水道水源、上流域だけではなくて下流域、あるいはその沿岸海域、内湾、ここまで含めた一つの流域として今後どういう形でこの流域を保全していくか、その全体の中でそれぞれ、上流ではこうしよう、中流域ではこんな水の使い方をしよう、松島湾の保全というのはこれからこんなふうにしてと、流域全体として一つの計画を作ろうということである。

(長谷川委員)

・そうすると、下水道計画の雨水排除も入ってこなければならぬ、今それが問題になっている。今、上流がどうだこうだと言うが、仙台市もそうだがそこが一番のネックである。仙台市は政令指定都市だから、宮城県の中で言うと塩釜市が大変である。それを考えたら、上流に団地開発は絶対できない。そこまでやるかということ、できない。できるのは都市部ではなくて、やっぱり自然のところかなと。都市部というのはもう今まで我々がいるわけだから、そうするとますますこれからは、例えば、緑のところにもマンションを建てると、今までの雨水の浸透能力がなくなってしまって、そのまま100%出てくるわけである。だから、そこまでこれに入るとすればよほどどこか計画を変えない限りは無理かなと、遠大な計画はわかったが。

(山本委員)

・下水道整備事業や畜産環境総合整備事業は、それなりの有効性を感じているというのはわかるが、ざっと計算してみると、例えば2%下水道が増えたとしたら、1世帯当たり40万円くらいの金がかかっている。それから、畜産の造成の地域が120いくつあったのだが、1軒当たり千数百万円くら

いになっている。これは、事業規模としては適正な価格なのだろうか。

(長谷川委員)

・畜産は多頭化飼育である。そうすると、一番困るのは排せつ物で、5,000頭の多頭化飼育をすればだいたい2万人から3万人ぐらいの都市の下水処理場の機能と同じぐらい費用がかかる。そこまでやると赤字になるわけだから、尿尿をわけたり、その一部を堆肥化したりというようなことも含めてやるからこのぐらいで済んでいる。これだけやっても、まだ十分な処理はできない。

(山本委員)

・補助はないのか。

(長谷川委員)

・補助は一部分である。

(環境対策課)

・家畜排せつ物処理施設緊急整備事業も、1世帯当たり最大50万円の補助金である。1世帯というのは1農家当たりである。

・畜産環境総合整備事業は、共同処理に対するもので、国の補助も入る。

(山本委員)

・県はいったい何割ぐらいの補助でこれぐらいなのか。

(環境対策課)

・畜産環境総合整備事業は、県が0~15%出しており、あとは国と市町村が入る。家畜排せつ物処理施設緊急整備事業が、県単独事業である。

・家畜排せつ物処理法が平成11年に出て、一応6年間の猶予期間に整備しろということだったが、個人農家に対してのバックアップという意味で出したものである。

(長谷川委員)

・県はもうかなりあれで終わったのか。

(環境対策課)

・一応、完全施行という形で見ている。ただ、一定の規模以上の農家が対象なので、それ未満については未整備というか指導で対策していく。

(長谷川委員)

・まだまだそういう点では不備があると。

(山本委員)

・ある意味ではこれぐらいいいのかもあるし、これで出し過ぎなのかもあるし、わからないのでちょっと聞いた。

(長谷川委員)

・普通の処理施設だと、たぶん10年とか15年もつのだが、家畜のものは、アンモニアがでるから鉄でやるとみんな腐ってしまって5年ぐらいで使用不能となる。木製にするとそれも問題ということで、結構もちが悪い。だから、かなりの経費をやっても、あとの維持管理を含めたものでかなり苦労しているのではないだろうか。それによってかなり効果があって、ただ、堆肥化がうまく進んでいないという問題は今でもある。堆肥は出るが、それがうまく流通していかないということで、結局はまた、せっかくある程度水を減らしておいたのが野ざらしでまたということもあり、それが問題である。

(環境対策課)

・それも問題になっている。この法律では、作った堆肥の有効利用までもしようという目的があり、

施設はできた。各地区毎単位に堆肥化施設は整備されてきているのだが、できた堆肥を全て利用するだけの農地が今はない。

- ・宮城県は畑作があまりないので、年を通じて堆肥を使える場所がないということが一番だと聞いたことがある。水田だと年一回しか使わない。

(山本委員)

- ・下水道が1世帯当たり238万円、ちょっと計算してみたが、この辺のところのコストベネフィットのようなものとか、あるいは政策を施行する上での計算点というのはどうか。

(長谷川委員)

- ・一軒がたまたまぼつんとある場合、今は一軒でも将来そこに住宅が増えるということがあって、最初に下水道整備計画で地域を決めてしまう。そうすると、その一軒のために何千万円も費やすというのが出てきて、ある時期を考えたらものすごく無駄がある。だが、そこに行政の一つの問題があり、最初に決めてしまうとあとはそれを小さくするわけにはいかない。そうすると、その時によってかなり無駄が出てくるし、小さくしてしまつてあとで大きくしようとするとかえって経費がかかる。

(山本委員)

- ・普及率が高くなればなるほどたぶんコスト高になる、つまり金のかかる箇所にやるわけだから。だから、その辺のところの妥当かどうかということを感じた。

(長谷川委員)

- ・場合によっては、そういう所は合併処理をしようということで大いび決めてきた。それがかなりはつきりしているのは、宮城県の場合は気仙沼である。気仙沼はあれだけ山があるから、あそこに下水をやろうとすると自然流下方式では下水道の布設は困難である。しかし、そのような地区もある程度補助金を増額してでも、下水道整備をすることになっていた。建設費がかかっても下水道計画は全国的に発展させる計画であった。しかし、今ではそれを無計画に広げないで、技術的にも経済的にも問題がある区域については、合併浄化槽で対応するというのが一般的である。

(環境対策課)

- ・あとは実際に公共下水道の分野になるが、町単位なのである。ただ、実際に個人設置型の合併処理浄化槽、これまでは個人設置する場合に県、市町村、国をあわせて補助をしていたという制度だった。もう一つは、市町村設置型というのもある。これは下水道債を使える事業なのだが、市町村がある地域を決めて、そこには下水道ではなくて各1軒1軒合併処理浄化槽を整備する、町の仕事として整備する、維持管理もきっちりしている。こちらを今後は進める方向にある。

(長谷川委員)

- ・あれは個人がするのか、ある程度農業集落排水のように。

(環境対策課)

- ・町が事業主体になって、面的にもう整備を進めていこうと。旧自治省の事業である。

(山本委員)

- ・いわゆる排水路、雨の雨水路とそれから下水道路は今まで別々に設置していたところもあるし、それから一緒にしていたところもあり、それぞれのメリット・デメリットがあるわけだが、その辺の検討を含めて、この下水道計画というのは何かしているのか。

(下水道課)

- ・先ほどの下水道の計画だが、平成7年と平成15年の3月に、下水道だけでなく農業集落排水事業や合併処理浄化槽、それらのいろんな手法があるが、どれでやったら一番いい整備ができるかとい

う計画を関係各課で作ったものがある。それが、基本票 16 ページの下水道整備事業の「施策実現までの道筋」に書いてあるのだが、「甦る水環境みやぎ」という生活排水処理基本構想というものであり、これが公共下水道でやったほうがいい区域、農業集落排水でやったほうがいい区域、単独でやったほうがいい区域ということで住み分けをして、これに基づいてそれぞれの事業課のほうで整備を進めているのが現状である。ただ、この計画自体も基本的には市町村の事業なので、マニュアル的なもの、経済的に線引きできるようなルール化されたものがあるのだが、それをもとに各市町村が作って、それを県がまとめていったというものがあり、それで進んでいるといった状況である。

(長谷川委員)

・市町村が作成したものを、県がチェックするということか。

(下水道課)

・とりまとめである。

(長谷川委員)

・アカモクの養殖というか、繁殖させるためには窒素・リンが問題である。水質の場合は COD なのである。COD の場合は有機物の状態である。そうすると逆に言うと、窒素・リンが多いからアカモクもといったら、その場はかなり COD というか有機性の汚濁が大きいのかなということである。だから、そこが果たしてそんなに問題なのかなと感じた。

(環境対策課)

・実際に植物だから、基本は窒素・リンを吸ってもらおうということなのだが、COD の関係は、シミュレーションの場合には内部生産にきいてくるので、窒素・リンを減らせば COD も落ちるという計算上はなと思う。今のところ、このアカモクの効果というのは、窒素の除去、本来なら下水処理場を介助して窒素を放流水からとらなければならないのを、出た海の中で直接浄化をしようという、それをこのアカモクに今期待しているところである。それから、間接的に COD をひいてくるだろうと。

(長谷川委員)

・だから、それが非常に曖昧かなと思う。だったら、もっと詳細な分析をすればすむことで、もともと COD というのは、排水したときの COD は、下水処理場が今はかなりいい処理をしているから水溶性というか固形物は少ない。そうすると今のように、内部生産したというのは固形物になる、そうすると簡単に濾過すればすむ。そこら辺の分析をしないと、十分には問題が解決しない。それからもう一つは、実は海の場合だと A 類型が 30% ある。そこら辺のものというのは、陸からのものによるのではなく、COD というのは場合によっては水産生物にとっての栄養源になる。そういうものなのか、それとも陸地からの排水によるものなのかというような分析や解析をする必要があるのではないか。

(環境対策課)

・数年前の水質のデータで A 水域の達成状況を見ると、A 水域が達成できているのは女川から北だけである。女川から南は A 水域が全滅という状態で、これはたぶん今でもそうだと思うのだが、ただ、その辺で何が違うのか、月毎の水質の動きや他の項目との関係などをずっと検討する必要があると思う。

(長谷川委員)

・海流そのものがそういうものなのかというのもあるので、そういうことも含めて解析してもらえればもう少しわかりやすいと思う。

施策6 ダイオキシン類やPCB廃棄物等の化学物質の低減及び適正処理の推進

(廃棄物対策課長から基本票に基づき説明)

(山本委員)

・集約化によって大気中のダイオキシン発生が非常に軽減されたという、これは明らかなことで、非常に対策としては有効だったと思うが、一般廃棄物よりも産業廃棄物のほうがはるかに排出量が多いわけである。例えば、他の県だと、県として産業廃棄物の処理センターのようなものを行っているが、その辺の目配りはどうなっているのか。

(廃棄物対策課)

・産業廃棄物は民間の責任でやるということで市町村は関与していないが、ダイオキシン類の規制については、一般廃棄物と全く同様で、平成14年12月の規制クリアのために適合できなかったものは全て休停止して、基準を全てクリアしている状況で推移している。ちなみに、廃棄物処理法に基づく許可施設数は、平成13年には45施設ほどあったが、平成15年基準適合以降についてはほぼ半減の23施設になっている。国の統計等から見ると、一般廃棄物と産業廃棄物の排出割合は、全国で200gとか100gという水準である。そのうち、一般廃棄物と産業廃棄物の比率は、ほぼ1:1である。

・産業廃棄物に対しての私どもの、いわゆる指導監督なり目配りがどうなっていくかということだが、一つは法律に基づいて1年に1回以上の自主検査をすることになっている。それらの中から、私どものほうで行政検査という名で立入検査を行っている。当然、大気に放出されるダイオキシン類の濃度の分析も行っている。それとあわせて、施設が適切に維持管理されているかということで、温度管理が十分であるとか清掃は行き届いているかなどの全般的な検査もしている。1年に1、2件ほどはやはり不具合はあるのだが、排出基準濃度を超えていれば一時使用停止を命じて、改善計画を出させて、改善後の排出濃度が基準をクリアしているかどうか確認の上で、稼働を認めるといった措置を講じている。これらについても、引き続きしっかりと進めていく必要があると考えている。

(山本委員)

・1:1というのは、焼却のものという意味か。

(廃棄物対策課)

・大気中の総排出量である。それで、産業廃棄物については、直接県内でどの程度放出されているのかという確認データは、民間との関係もあり揃えてはいないのだが、県内の全体の産業的な全国シェアとかその他いろいろ見ても、たぶん全国の2、3%程度だろうと思う。仮にそれになぞらえると、やはり一般廃棄物の排出量が、全国のだいたい2%ほどのシェアであるし、産業活動のシェアから見た分を追っていてもだいたい2、3%なので、1:1で、平成17年が0.47g-TEQだから、産業廃棄物を加えても1g-TEQ程度かなと見ている。

(山本委員)

・ひょっとしたらもうちょっと多いのかなと思っていた。国の産業廃棄物がだいたい一般廃棄物の8.5倍ぐらいある。そして、そのうちの間処理をやったりとか直接処分とかを考えると、約1:9よりも若干多いかなと思っていたので、それでこちらはどうなのかなと思った。宮城県の平成15年のデータだと、トータルでいうと、一般廃棄物と産業廃棄物が1:13ぐらいである。そうすると、これは国の産業廃棄物と一般廃棄物のトータルの比率よりも宮城県のほうが若干産業廃棄物の割合が

多いから、もう少し割高に見なければならぬのかなど。その辺のことも含めて、一般的な廃棄物によるダイオキシンうんぬんだけでなく、その辺ももしある程度比率の推計ができてということであれば、それから検査に入っているわけだから、そこから産業廃棄物のトータル量も計算できるのではないかと。そういうことはできないのか。

(廃棄物対策課)

・一般廃棄物の推定は、濃度があるが、あと1時間当たりの処理量に応じた何gでるかという、いわば原単位と、年間の焼却量を計算したものである。

(長谷川委員)

・今の質問は、一般廃棄物に対して産業廃棄物というのは8倍ぐらいの量があるわけで、そうすると、当然そういうことを考えたら、これは一般廃棄物しかやっていないけれども、産業廃棄物のほうがダイオキシンを発生することに対してもっと問題ではないかという質問である。そうだといたったときに、だいたい1:1と言うけれども果たしてそんなものではなくて、もっと産業廃棄物のほうが多い、宮城県も多いのでそういう一般廃棄物だけではなくて産業廃棄物についても、もっとこの中の検討する項目にあげてやったらいいだろうということなのだが、果たしてそれが妥当かどうか。

(廃棄物対策課)

・民間の廃棄物処理業者のほうからの話をしたが、原単位なり年間の焼却量なりのデータを提供してもらえるかというところがある。

(長谷川委員)

・おさえているかどうかということ。ここで言う一般廃棄物は市町村で全部出ていて、1日に何t処理するかわかるのではないかと。そうすると、その単純計算で8倍になるが、宮城県の中の焼却施設で、それに相当するようなものが燃やされているのではないかとということが問題である。業者に問い合わせるよりも、現実に県として十分な把握をしているかということである。

(廃棄物対策課)

・把握しかねている。

(長谷川委員)

・廃棄物の中で、産業廃棄物は全体の8倍なのだが、そのうちで1/3近くが汚泥なのである。ほとんどその中で1/3が汚泥で1/3近くが家畜の糞尿で、それから建築廃材がそのうちの1/4ぐらいである。そうすると、残って本当に燃やせるものということで考えたら、一般廃棄物よりも少なくなってしまう。だから、今までたくさんあった施設が半分ぐらいなくなっても、できるぐらいのものなのである。たぶん行政とすれば、宮城県の中だったら産業廃棄物についてはそんなに考慮しなくてもいいのではないかとということだろう。

(山本委員)

・それで先ほど私が言ったように、国の場合だとだいたい一般廃棄物の焼却可能なものというのと産業廃棄物の処理の仕方を考えると、全くないと言ったけれどもそうではないようなデータが出ていないかと聞いたわけである。例えば、産業廃棄物の中で1割ぐらいは焼却対象になるものがあるのではないかと。

(長谷川委員)

・それは燃やしている、県内で。

(山本委員)

・それを、一般廃棄物として燃やしているわけではなくて、産業廃棄物として燃やしているということか。

(廃棄物対策課)

・もちろん産業廃棄物として燃やしている、県内で。

(長谷川委員)

・それを、ちゃんと基準に従って、県は調べてやっているわけである。それで、基準をクリアしていないがあるので、だいたい今までであった半分はなくなってしまったということである。半分はなくなったが、実際は8時間やるところを24時間継続しているから、だいたい焼却はとんとんだらうということである。だから、大きな問題というのは、大規模なほどダイオキシンの規制が厳しいのである。

・指標の中で目標値を求めているが、果たして最初のときの計算が適正だったのか。こんなに簡単に全部クリアしてしまったら、なんだか目標が甘かったのではないかなという感じがしたので、そこが一番気になった。

(廃棄物対策課)

・平成11年度に目標値として出したものだが、これの裏付けとなった資料はごみの広域処理化計画で、平成22年度までの目標を策定していたので、それから導いてきたものである。

(長谷川委員)

・広域計画ではなくて、広域計画となると厚生省で規模によって段階をおいて濃度を決めているのではないか。それを入れてしまうとこの線になるのかよくわからないが、そういうことなのか。それとも、ただ計画というのは、もう計画より前に国のほうではこうしろと決まっているのではないか。こういうのはどうなのか。

(廃棄物対策課)

・平成11年の段階で広域化計画を策定する際に、平成9年度の現況の量と段階的な規制が今後行われるということで、それを踏まえた形で線形的な予測をその当時したのだと思うのだが、ただ、実際集約化のほうが進んできたということ、それから結果的にだが、排ガスの高度処理も、そちらのほう思った以上に進んだということで、当初平成11年の段階でたてたものよりは基準のほう早く達成してしまったというのは事実だが、将来予測のほうについては予測年における恒久対策の基準値というもの、それからごみ1t当たりの排出量、それから焼却ごみの予測値を加味した形でその当時出した値を使っているという状況である。

(長谷川委員)

・計画初年度の11年の時に、もうはるかに目標を達成しているが、果たして計画している目標値が適切だろうかという話をしている。

(廃棄物対策課)

・平成14年より前については、例えば施設の排出基準は1立米あたり80ng-TEQだった。それが平成14年の12月以降の基準は、施設の規模によって違うが、1ngから10ng-TEQである。

(長谷川委員)

・その基準でやっていたら、一番悪い基準で目標はたてるわけである。そうではなくて、やっぱり目標値は厳しくするのも必要だということやらないと、最初から目標値が全部OKでは目標値の意味がないのではないか。行政ではOKだと言っているわりには、やっぱり県民はダイオキシンに対してのアレルギーではないが、問題がかなり残っているということで重視度80に対して満足度50ぐらい、そこが行政の先ほどの話だといいい言っている。絶対、県民は重視度80だったら、満足度75ぐらいあってもいいと思う。なぜ悪いか、そうするとやっぱりこれに対して県民は別な反応を持っている。そのものについて、行政のほうではまだ十分に把握していないのかなと思う。

・あちこちでたくさんの不適切焼却をやっているが、そういうことに対しての不満は結構多いのである。そこで燃やしたときのダイオキシンというのは、一つの焼却施設で出すダイオキシンよりはるかに多いわけである。そういうことも踏まえて、やっぱりしっかりとした対策が必要かなという気もするし、そういうことも県民満足度調査の中にあらわれているのではないかな。やっぱりかなり迷惑している人が多い。

(山本委員)

・ドラム缶は、除外規定か何かがあったのではないかな。

(廃棄物対策課)

・農業生産や観光的なイベントなどは別にして、通常ドラム缶で焼くのは不適正処理として取り締まりの対象になる。県でも産廃Gメンというのを置いて、野焼き行為があればいちいち注意もするし、こと重大であれば、しっかり改善しろということも言っている。産廃Gメンだと、年に400~500件ほどの野焼き行為についての指導等はやっている。ただ、廃棄物については、やはり基本的には不快感とか嫌悪感というのがあって、そこがたぶんスタートになっていてトータルの満足度というのはなかなか得られないということもあるし、ダイオキシンについてはかつていろんな事件もあったし、そういった厳しい面が依然として払拭されていないというのが不満の側面なのかなと思っている。

(長谷川委員)

・そこら辺の記述が、ここの中にはあまりないのではないかな。どういうところで問題があって、これをやったか、その適切とか、焼却がどうのこうのということについてもないかな。

(廃棄物対策課)

・それは、廃棄物の適正処理という分野で別に組み立てしている。

(長谷川委員)

・放置するのは不適切処理でいいのだが、ここではダイオキシンといたら処理というよりは、焼却によるダイオキシンの発生を抑制するということであれば、このところに表示しないとまずいのではないだろうか。ダイオキシン類の低減及び適正処理の推進ということからすると、ここが一番適切かなと。

(山本委員)

・産廃Gメンは、産廃と言っても普通の家の庭などでやるのはどうか。

(廃棄物対策課)

・産廃の名にかかわらず、やっぱり目にすれば注意している。普通の一般家庭の不適正な焼却についても、現場を発見すれば指導する。

(山本委員)

・炉の整備状況で、いくつか集約化していると言ったのだが、地域によって16年、17年、15年までのデータは見せてもらったのだが、どれくらい今進んでいるのか。

(廃棄物対策課)

・15年データでは県トータルで20施設なので、一つだけ進んだ。仙台・富谷の4が3になったということである。これは、松森の焼却施設ができたので、小鶴の焼却炉がやめたということである。

(山本委員)

・焼却による排出ではこういうのでおさえられたというのはいいいのだが、ちょっとここに言及されていないのだが、例えば、ダイオキシンは水質や土壌などに関しても決められているが、その辺の対応はどうなっているのか。

(廃棄物対策課)

・空気に出ると焼却施設、あと灰に残る。その灰については、処分場で処理するということになる。それは、しかるべき処分を受け入れる処分場にあった基準で入れるが、処分場から排出される水についての水質検査をやっている。基準があるので、その適合状況、コップ検知の結果では基準を超えたものはない状況である。

(長谷川委員)

・公共用水域の水質のダイオキシンとかなにかというのは、はかっていたか。

(環境対策課)

・これは継続してやっている。限られた地点で水で環境基準を超えているので、伊豆沼、川の下流域、濁りの強い所で環境基準を超えている。4、5箇所なのだが。これのダイオキシンのパターンを見ると、かつて水田除草剤の不純物として入っていたダイオキシンで、焼却から出てきたダイオキシンとは違うパターンである。まだ水田の泥の中には、かつて使われたダイオキシンが相当含まれていて、それが濁りにくっついているので、濁った水の場合だと濁りと一緒に測定してしまうので、環境基準を超えてしまうという状況にある。

(山本委員)

・かなりあれは長くほうっておくと、長く存在してぐるぐる回ると言われているものなので、確か宮城県の中ではかなり基準を上回っているような所があったような気がしたのだが、そういうものに対する目配りはどうなっているのだろうかと思ったので。

(環境対策課)

・県内だいたい5年に1回ぐらい全地域を回れるような形で、土壌の分析もやっている。土壌については、今のところ環境基準を超えるような所は見つかっていない。問題がある、環境基準を超えるというのは、今のところ公共用水域の水である。あと、泥、底質についても超えている所は今のところない。

(長谷川委員)

・みんな気をつかってかなりやっているから、本当に排出量が少ない。

(廃棄物対策課)

・基準は1ngだが、0.01ngを基準としてやっているところもあり、そういったこともあると思う。
・今後施設も老朽化してくるので、維持管理とかそういった指導はしていかなければならないだろうし、また、老朽化に伴って施設の改造等、新設というものもあるだろうから、そのクラスの事業も今後とも残してはいかなければならないと考えている。

(長谷川委員)

・集約化の話を簡単に県のほうで話すのだが、うまくいっているのか。

(廃棄物対策課)

・第一次の改善が終わったので、次のステップというのはなかなか進みにくい要素は当然焼却施設なのでやっぱりあるのだろうと思う、場所の問題も含めて。合併があったので、合併後に改めてという部分もあるのだろうと思う。大崎、栗原といったものも、今後改めて新たな整備によって、これから動き出すという状況である。

・市町村はごたごたしている状況もあって、なかなか話が進まなかった。

(山本委員)

・県民満足度調査で、ダイオキシン類の対応について、優先度第1位が仙台、仙南、大崎及び石巻など割合大きな所が多い。これに対してはほとんど言及がないのだが、なんでこの地域差が出てきた

のか、単なる意識の問題だけなのか、それとも実際にうっている対策の差なのか。どっちなのか。

(廃棄物対策課)

・課の立場として、一般的に解釈せよと言われるとすれば、例えば栗原とかその他については、施策2「河川や湖沼、海等の水環境の保全」という部分は、たぶんダイオキシン類よりも優先度は高いというところがあるし、ただそれに対応した結果が出ているのかなと思っていたが。もちろん、仙台や仙南部分というのは比較的都市的な所であるし、こういった廃棄物についての嫌悪感もある地域だろうというのがあると思う。あとは、市町村が設置している焼却施設の立地場所というのも、多分に影響があると思う。例えば石巻だと工業港のそばだが、他の地域でも住宅地がない地域の立地も結構あるが、仙台市内でも松森のところであれば、最近住宅地もだいぶ増えてきているということもあって、そういった意識というのがあるのかなというのはあるが、明確に何が原因かと言われると、ちょっとわからないところはある。

(長谷川委員)

・施策名に「PCB 廃棄物等」とあるが、これは全然ないのか。

(廃棄物対策課)

・PCBについては、室蘭のほうに処理工場がつけられている。その供用開始が平成19年度で、北海道を含めて15道県がそちらで処理するということで順に処理していく。本県分については、まだ具体的な処理の場面に来ていないので、具体的な事業としての表示がまだできる状況ではない。それで、ここには掲載していないということである。

(長谷川委員)

・平成19年度まで、できるのか。

(廃棄物対策課)

・平成19年10月から稼働になる。だいたい今年の10月頃完成して、1年間試験運転をする。15道県については、平成27年までに処理する。

(長谷川委員)

・宮城県では、PCBの処理計画というのはできているのか。

(廃棄物対策課)

・それは今年度作る予定にしている。供用開始にあわせて、当然15道県同じ施設でやるので、どういう手順でやるかとか、輸送手段をどうするかとかその辺はちょっと具体的なことがまだ見えないところはあるのだが、基本的な取り組みの方針は今年度中に作りあげたいと思っている。

(長谷川委員)

・実際に県として、PCB廃棄物というのはこれから出てくるのか。

(廃棄物対策課)

・宮城県の具体的な処理量なりが見えてくるので、その段階で処理のいろんな体制もできるし、場合によってはいろんな所で運搬の立ち会い、そういった必要性とかもある。

(長谷川委員)

・県ではそういう指導とか要領をつくるだけであって、実際には民間の団体でそういうことをするわけではないのか。

(廃棄物対策課)

・それぞれの保管人の責任で処理するということである。中小企業については、やっぱりPCBの処理料金が非常に高騰だと、現在東京、豊田、大阪、北九州の4箇所ですべてそういうPCBの処理がはじまっているのだが、処理料金が非常に高いので、中小企業者に対して補助制度というのを一応設けて

いる。PCBの収集運搬料金は別なのだが、その処理する料金だけについて7割引にするという制度がある。

(山本委員)

・施策名の「PCB廃棄物等」というのは、いわゆる特定化学物質も指すのか。

(廃棄物対策課)

・そのとおりである。

(山本委員)

・そうすると、その他のものはうまくいっているから、ここに指標が載っていないということか。

(廃棄物対策課)

・現状では、県が関与するほどのレベルには至っていないという理解だが。

(山本委員)

・ダイオキシン類についてはうまくいっているのであれば、こちらのほうは維持管理のところに移して、新しいものを指標にしてもいいのではないか。

(廃棄物対策課)

・PCBのほうに重点を置いた施策展開も進めていけるかと思っている。

政策全体 環境負荷の少ない地域づくりの推進

(環境対策課長から基本票に基づき説明)

(山本委員)

・低公害車の導入の事業をしているということがあったが、例えば事業そのものはそういうこともやるし、またそのような機械を安く市場に出すとか、そういうのは今動きとしてどうなのだろうとか、それからアイドリングストップのようなエコドライブみたいなものとか、あるいは地球環境温暖化防止推進員みたいな人たちもいる。地球温暖化だけではなくて、こういうところの仕組み作りのところにもっとできたとか、あるいは個人の行動変容をどうやって進めるかという問題と同じなのである。理論はいくつもいくつもあるが、どの辺をどうしていくかということはどうか。

(環境対策課)

・今の社会経済的な情勢の中では、一番大きいのは石油の価格がどんどん上がってきているという、これは非常に影響してくるのかなと。会社、企業の動きとしては、これまでは、自家発電をどんどん増やそうという動きがあった。そういう意味では、ディーゼル機関の調査をはじめたのだが、実はこれがまた元に、電力会社から電気を買うという動きに戻りつつあるということがつい最近報道された。このようなことが、企業の今後の動きということでもあるし、これが個人の、例えば運転の仕方、これはアメリカの場合だと相当ガソリンが上がってきて、それでハイブリッド車がどんどん売れている、低公害車がどんどん売れているという個人の消費行動の動きにもどんどん影響している。これまで環境問題の多くは、一番のネックはやはり安い石油を大量に使えた、そういう時代がそろそろ終わってきて、環境面では相当期待できる時代に入りつつあるのかなという気はしている。これは個人的な感じなのだが。

(長谷川委員)

・施策7「環境負荷を減らす仕組みづくり」は、県民の重視度が高くなっている。評価シート(A)のA-1の【施策の重複・矛盾点の有無】では、それぞれがうまくいっていて重複はしていないというこ

とだが、全体から見ると、この「環境負荷を減らす仕組みづくり」といってもそれぞれの施策の中にみんな入っていることで、ここで取り上げてどうのこうのということをやると、かえって難しくなるのではないかと。だから、どうしていいかといってもたくさんありすぎてしまって、どれがどうかと非常にポイントを絞りにくいのではないかなという感じがする。重複しているのではないかと。

(環境対策課)

・確かにこの施策7自体が、いろんなところに入る項目なのである。

(山本委員)

・ただ、県民の行動の変容を起こそうという意味では、他のところとは違う視点なのである。そうすると、この問題別の横断したことをやらなければならなくなる。

(長谷川委員)

・この「仕組みづくり」という施策の名前がいいか。山本委員が言う仕組みづくりではなくて、減らす、生活環境を変えるとかそういうものだったらいいが、これは仕組みづくりだから行政がどうするかということではないのか。

(環境対策課)

・一昔前であれば、規制の強化というのがそれである。

(長谷川委員)

・廃棄物の不適正処理も、環境負荷を減らす仕組みづくりのほうにそういうことが入ってきたほうがもっと行政の仕事としてはいいし、それから県民も、これをやっているということだから、もう少し県のやり方がわかれば満足度も上がるかなという感じがする。

(山本委員)

・あるいは、個人の行動変容という側面ではないハードな仕組みということも考えられる。

(長谷川委員)

・仕組みづくりというのは、ちょっと捉えにくい。政策が「環境負荷の少ない地域づくりの推進」であり、それに最もいいのが施策7である。それぞれのものを総合してこうだということであればいいのではないかと。県民が期待するのは、これをどういうふうにして環境負荷の少ない地域をつくっていくかということではないかと。

(環境対策課)

・特に、学識者の優先度が1位、市町村職員の優先度もやはり1位であり、やはりこういう仕組みは本当に必要だ、優先的にやるべきだということではないかと。

(長谷川委員)

・満足度調査を見ると、県民と市町村職員と学識者だとだんだん満足度が上がっている。ということは、それだけいろいろなところで関心を持っている人たちからすれば、全体としてかなりよくやっている、あとこれからやるのはちょっとした、そのポイントをどのように環境負荷を減らすようなことでできるだろうかということが、これに残っているのではないかと。

・仕組みづくりといったときに、一番大変なのは何を指標に持ってくるかであり、これからそういうことも含めて考えてもらいたい。

・評価シート(A)のA-2で【施策の有効性を評価する上で適切か】を見ると、「3指標とも施策の有効性の把握に合致しており」とあるが、これはおかしい。

3 閉会

宮城県行政評価委員会政策評価部会

委員 長谷川 信 夫

委員 山 本 玲 子